

# I C T 活用工事（舗装修繕工）

## 試行要領



***i-Construction***

令和5年5月

山口県土木建築部

## 目 次

1	ICT活用工事の概要	1
2	ICT施工技術の具体的な内容	1
3	ICT活用工事の対象工事	2
4	ICT活用工事の発注方式・実施内容	2
5	発注における入札公告等	3
6	実施に係る手続き	3
7	工事費の積算	4
8	監督・検査	4
9	工事成績評定	4
10	ICT活用工事の導入における留意点	5
11	ICT活用工事普及推進のための取組み	5
12	その他	5
13	附則	5

## 1 ICT活用工事の概要

ICT活用工事とは、建設現場の生産性向上を目的として、建設生産プロセスの各段階において、次に示すICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

## 2 ICT施工技術の具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、次の(1)～(5)によるものとする。

なお、ICT活用工事（舗装修繕工）の実施に当たっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等（別添1）に基づいて行うものとする。

### (1) 3次元起工測量

起工測量において、交通規制を削減し3次元地形データを取得するため、以下ア～エから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測による測量または面的な計測による測量を選択するものとする。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ウ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ その他の3次元計測技術による起工測量

### (2) 3次元設計データ作成

2（1）で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

### (3) ICT建設機械による施工（施工管理システム）

2（2）で作成した3次元設計データを用い、以下アに示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。

- ア 3次元位置を用いた施工管理システム

### (4) 3次元出来形管理等の施工管理

ICT舗装修繕工の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合以下アに示す方法により施工管理を実施、従来型

建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。

ア 出来形管理

路面切削作業の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理をする。

1) 施工履歴データを用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

### 3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事は、次の(1)に示す工種を含む舗装面積1,000m<sup>2</sup>以上の「切削オーバーレイ工」を含む工事とする。

(1) 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下表とする。

表ー1 ICT活用工事の対象工種種別

工事区分	工種	種別
・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工

(2) 適用対象外

- ア 山口県土木工事施工管理基準に基づく出来形管理を行わないもの
- イ 緊急を要するもの
- ウ 随意契約によるもの
- エ 予算上の制約があるもの

(3) 留意事項

次の事業については、事前に事業主管課と協議すること。

- ア 災害復旧事業
- イ 国土交通省所管事業以外の補助・交付金事業

### 4 ICT活用工事の発注方式・実施内容

(1) 発注方式

ICT活用工事（舗装修繕工）の発注方式は、契約後、受注者がICT活用工事の実施を希望した場合に、発注者との協議を経て実施する「受注者希望型」とする。

なお、ICT活用工事（舗装修繕工）として発注していない工事において、契約後に受注者からICT活用工事の実施の申し出があった場合は、受発注者の協議により事後設定ができるものとする。

## (2) 実施内容

受注者は、ICT施工技術のうち、②3次元設計データ作成、④3次元出来形管理等の施工管理及び⑤3次元データ納品を必ず実施するものとする。

また、受注者は、協議により①3次元起工測量及び③ICT建設機械による施工のいずれか又は両方を追加して実施することができるものとする。この場合の3次元出来形管理は面管理を行うものとする。

表－2 ICT活用工事（舗装修繕工）の実施内容

ICT施工技術	必須・選択項目の区分
① 3次元起工測量	○
② 3次元設計データ作成	●
③ ICT建設機械による施工	○
④ 3次元出来形管理等の施工管理	●
⑤ 3次元データ納品	●

●：必須 ○：選択可

## 5 発注における設計図書等

発注者は、ICT活用工事の発注にあたって、設計図書にICT活用工事（舗装修繕工）の対象であること及び発注方式を明記する。~~また、特記仕様書に実施方法、実施内容、費用等について記載する。（別添3参照）~~

## 6 実施に係る手続き

受注者は、ICT活用工事を実施する意向がある場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者が指定したICT施工技術及び実施を希望するICT施工技術について、ICT活用工事計画書（様式1）に具体的な実施内容を記載し、発注者と協議を行うものとする。

発注者は、受注者と協議が整った内容について、ICT施工技術の実施を指示するものとする。また、指示した内容については、適切に設計変更を行うものとする。

受注者は、ICT施工技術の実施内容について、施工計画書に記載するものとする。（別添3参照）

## 7 工事費の積算

### (1) 当初積算

I C T活用工事（舗装修繕工）の対象工事は、当初は、通常の工事として積算し、発注するものとする。

### (2) 変更積算

契約後、受注者からの発議により受発注者間の協議を経て I C T活用工事を実施する場合は、I C T活用工事の実施内容に応じて設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

### (3) 積算基準

I C T活用工事（舗装修繕工）の積算は、「山口県設計標準歩掛表」、「山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表」及び「I C Tの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙）（国土交通省）」によるものとする。これらに掲載がないもの及び適用範囲を超える場合については、見積りによるものとする。

また、3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。なお、丁張の設置等の費用など I C T活用工事の実施に伴い不要となる費用がある場合には、これを控除した必要額を適正に積み上げるものとする。

## 8 監督・検査

I C T活用工事の監督及び検査にあたっては、山口県土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等（別添1）に則り実施するものとする。監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

## 9 工事成績評定

I C T活用工事の工事成績評定については、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用）」の「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更し、次のとおり評価するものとする。

### (1) I C T施工技術の①～⑤の全てを実施した場合

創意工夫【施工】で2点を加点する。

### (2) I C T施工技術のうち、必須項目（②④⑤）を実施した場合

創意工夫【施工】で1点を加点する。

### (3) I C T活用工事を中止した場合

受注者の責めに帰すことができない事由により I C T活用工事を中止した場合については、加点対象とせず減点を行わない。

## 10 I C T活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に I C T施工技術を活用できる環境整備として、次の措置を行うものとする

### (1) 3次元データ等の作成

発注者は、従来基準による2次元の設計データにより I C T活用工事を発注した場合は、契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」の実施を受注者に指示し、これにかかる経費を当該工事に変更計上するものとする。

### (2) 3次元データ等の貸与

発注者は、詳細設計業務において、3次元測量データ及び3次元設計データを作成した場合は受注者に貸与するものとする。この場合において、3次元設計データの加工・修正等が必要となった場合は、その実施を受注者に指示し、これにかかる経費を当該工事に変更計上するものとする。

### (3) 出来形管理写真管理について

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

## 11 I C T活用工事普及推進のための取組み

受注者は、I C T活用工事の推進を目的として、山口県 i-Construction 推進連絡会又は山口県が主催する現場見学会等の実施に協力するものとする。

## 12 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 13 附則

この要領は、令和3年10月15日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

別添1 ICT活用工事（舗装修繕工）に適用する要領等

別添2 ICT活用工事（舗装修繕工）の発注の流れ

~~別添3 ICT活用工事（舗装修繕工）→受注者希望型→特記仕様書（記載例）~~

別添3 ICT活用工事（舗装修繕工）の実施手続き

別添4 （様式1）ICT活用工事計画書（舗装修繕工）

~~別添6 ICT活用工事履行証明書~~